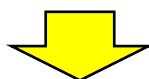


資料 1

「議会のデジタル化」の検討に係る今後の進め方について

「議会のデジタル化」の検討を効率的に進めるため、今後の検討は次のとおり、項目ごとに関わりの深い会議体で進めることとする。

前回示した検討課題
① 委員会等へのオンライン出席に係る課題
② 地方自治法改正等によりオンライン化が可能となった手続きに係る個別の検討
③ 誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた検討



会議体	主な検討項目（関係する前回示した検討課題）
議会運営委員会	委員会へのオンライン出席の要件の検討（①） （災害時、育児・介護等）
	委員会へのオンライン出席に係る手続等の検討（①） （委員会招集の通知、出席手続の特例等）
	オンライン化が可能となった手続に係る検討（②） （請願書及び陳情書に係る手続に限る。）
政務活動費連絡会	オンライン化が可能となった手続に係る検討（②） （政務活動費に係る手続に限る。）
議会改革検討会議	円滑なオンライン会議の実施に向けた情報機器や通信環境等の整備に向けた検討（①）
	オンライン化が可能となった手続（※）に係る検討（②） （請願書、陳情書及び政務活動費に係る手続を除く。）
	誰一人取り残されない、やさしいデジタル化の実現に向けた方策の検討（③） （音声認識システムなど、議員や傍聴者が議会に参画しやすくする方策の検討）

※主な手続：意見書の提出、議案の提出、欠席議員に対する招状の発出など